明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十七条第一項中「給与等」を「報酬等」に改め、同条第二項中「法律」の下に「若しくは厚生年金保険法」を加える。

第四十七条の二及び第四十七条の三を削る。

第四十七条の四中「（事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。）」を削り、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加え、同条を第四十七条の二とする。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の二」に改め、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加える。

附則第二十一項を次のように改める。

21　前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項を第二十六項とし、第三十三項を第二十七項とする。

附則第三十四項中「附則第三十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第三十五項を附則第二十九項とし、附則第三十六項を附則第三十項とする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第五条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。

第二十三条第二項中「による納付金」の下に「、厚生年金保険法の規定による拠出金」を、「の納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加え、同条第三項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

第三十三条第一項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「規定する」の下に「厚生年金保険法の規定による拠出金及び」を、「納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加える。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二　附則第八十七条中国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第百七条及び第百九条の規定　平成二十五年四月一日

三　附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定、附則第百条の規定、附則第百二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則第百五条及び第百五十二条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第三条中地方公務員等共済組合法附則第三条の二及び第十四条の七の改正規定　平成二十六年七月一日

五　第三条中地方公務員等共済組合法第二十三条第一項、第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第五十一条の規定　平成二十六年十二月一日

（検討）

第二条　この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項及び次条において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項及び次条において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。次条において同じ。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2　この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条において「改正前私学共済法」という。）第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。次条において同じ。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

（職域加算額の廃止に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合員等期間（改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。）を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付（厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。）その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

（用語の定義）

第四条　この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法　第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二　旧厚生年金保険法　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

三　改正前国共済法　第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四　改正前国共済施行法　附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）をいう。

五　旧国共済法　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

六　改正前地共済法　第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

七　改正前地共済施行法　附則第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。

八　旧地共済法　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

九　改正前私学共済法　第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。